

岐阜地域4市1町広域消防運営計画 概要版

1 はじめに

近年、大規模地震、豪雨災害やテロ災害等の複合化・大規模化する災害や住民ニーズの多様化・高度化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防はこれらの災害や要望等に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守っていく必要があります。

しかしながら、小規模消防本部においては、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があることや、人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増加する一方、消防本部の管轄人口の減少により、消防本部そのものが小規模化することが懸念されます。

このような状況のなか、国においては、市町村の消防の広域化による消防力の強化を推進するため、平成18年に消防組織法を改正するとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本方針」を策定しました。これを受け、岐阜県では平成20年3月「岐阜県消防広域化推進計画」を策定し、その中で岐阜地域における広域化の組合せが示されました。その後、山県市、本巣市、北方町から岐阜市に対して事務委託での消防の広域化についての協議依頼があり、以前から岐阜市が消防事務を受託していた瑞穂市を含めた4市1町で「岐阜地域4市1町消防広域化推進協議会」を設置して協議を重ね、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本的な計画として「岐阜地域4市1町広域消防運営計画」を策定しました。

今後は、平成30年4月1日の広域化実現に向けて、岐阜地域4市1町の住民に対する充実した消防サービスの提供や、各市町の消防団、防災部局との強固な連携を確立し、広域化後も各市町の首長が委託事務の管理及び執行に必要な消防力の整備計画策定について参画できる体制を整えとともに、岐阜地域4市1町の消防責任を果たしてまいります。

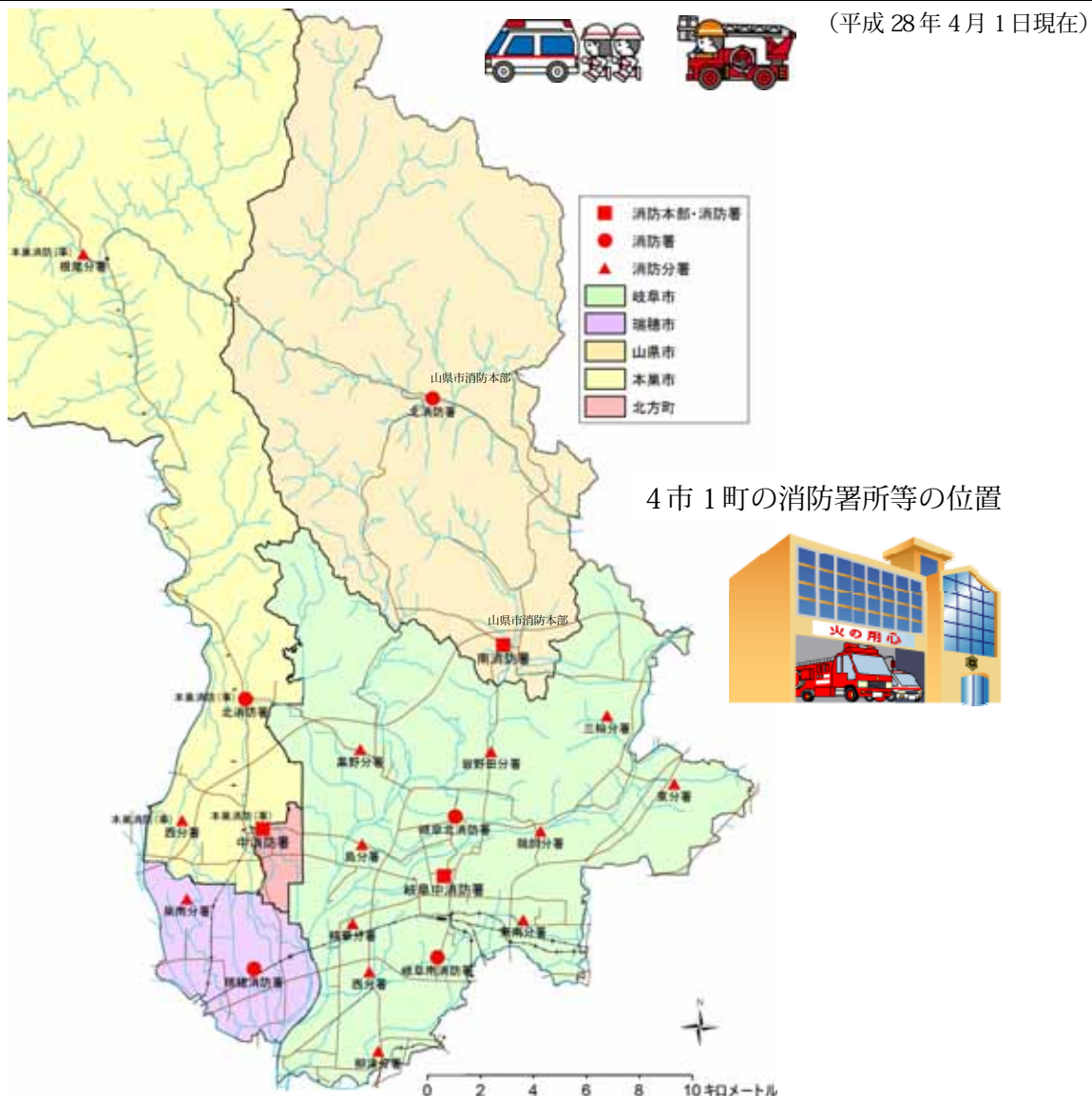


2 構成4市1町の消防に関する現状

構成4市1町における各消防本部の概要（事務処理方式、管内人口・面積、職員数、消防署所等）は、以下のとおりとなっています。

各消防本部の概要

	岐阜市消防本部	山県市消防本部	本巣消防事務組合消防本部	合計
事務処理方式	事務委託（岐阜市・瑞穂市）	単独	一部事務組合（本巣市・北方町）	4市1町
管内人口	466,188人 （岐阜市412,589人、瑞穂市53,599人）	28,110人	53,272人 （本巣市35,020人、北方町18,252人）	547,570人
管内面積	231.8 km ² （岐阜市203.6km ² 、瑞穂市28.2km ² ）	222.0 km ²	379.8 km ² （本巣市374.6km ² 、北方町5.2km ² ）	833.6 km ²
職員数	519人	52人	87人	658人
消防署	4 （中消防署、南消防署、北消防署、瑞穂消防署）	2 （南消防署、北消防署）	2 （中消防署、北消防署）	8
分署	11 （東分署、東南分署、鵜飼分署、精華分署／西分署、柳津分署／黒野分署、島分署、岩野田分署、三輪分署／巢南分署）	-	2 （西分署／根尾分署）	13
部隊配置	指揮隊4、消防ポンプ隊30、救助隊4、（化学消防隊2）、はしご隊5、水槽隊4、救急隊15	指揮隊1、消防ポンプ隊4、救助隊1、（化学消防隊1）、水槽隊1、救急隊2	指揮隊2、消防ポンプ隊6、救助隊1、（化学消防隊1）、はしご隊1、水槽隊1、救急隊4	指揮隊7、消防ポンプ隊40、救助隊6、（化学消防隊4）、はしご隊6、水槽隊6、救急隊21



3 広域化で期待される効果

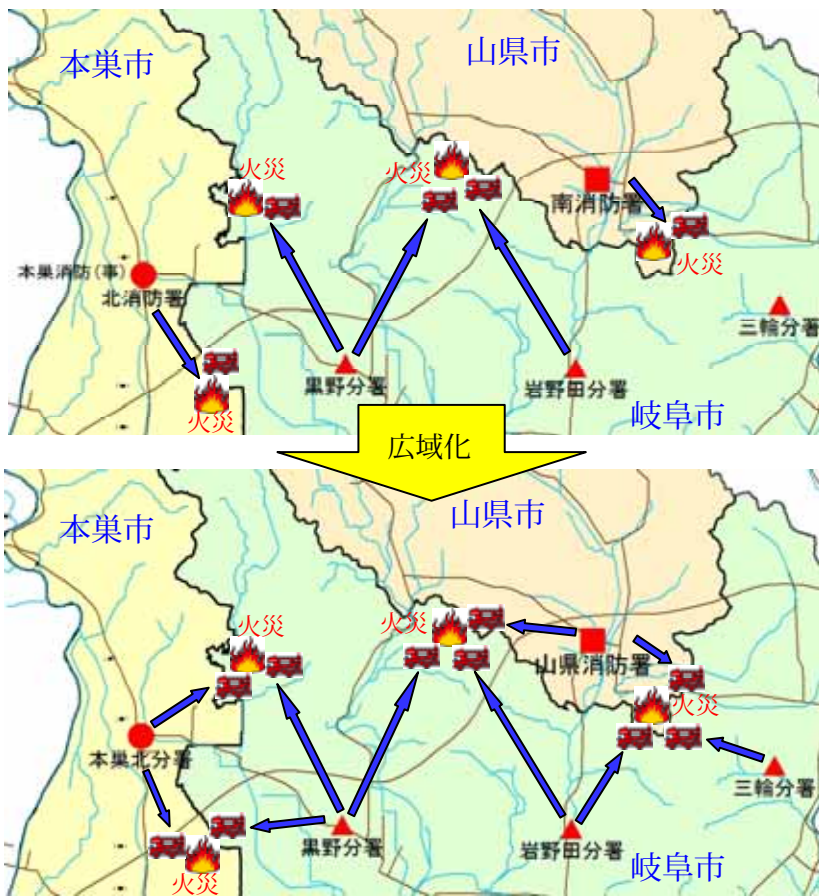
(1) 出場体制の強化

①現場到着時間の短縮

消防の広域化により、行政区域を超えた消防活動が可能となります。

そのため、災害地点に近い署所から必要な部隊を順次出動させることができ、現場到着時間の短縮等の効果が期待されます。

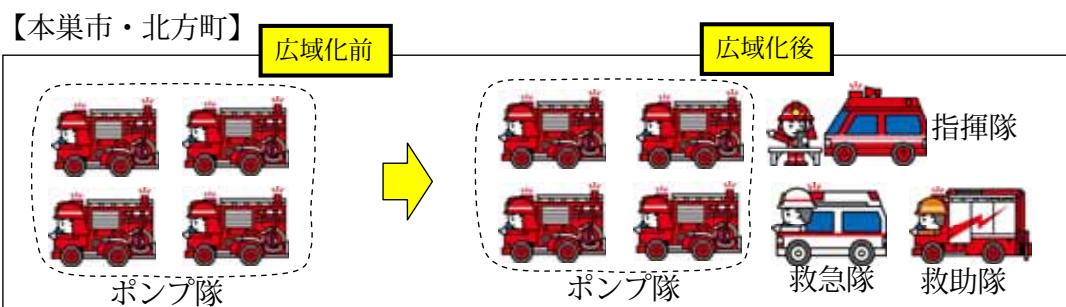
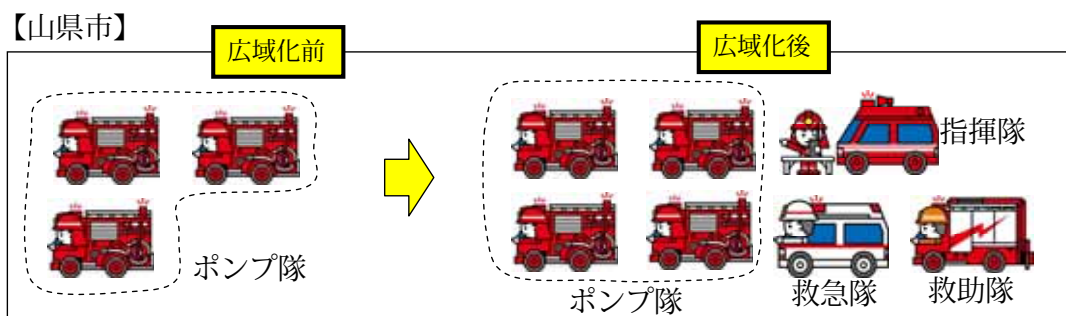
- 岐阜市、山縣市、本巢市の市境付近で火災が発生した場合（例）



②初動体制の強化

新たに岐阜市に消防事務を委託する市町においては、現状に比べ、早い段階での出場部隊数が増加することになるため、初動体制の強化等の効果が期待されます。

- 山口市、本巢市、北方町の広域化後の出場部隊数（例）



※「指揮隊」の出場は、平日、昼間のみ

- ・ 現場状況等により、速やかな増隊が可能
- ・ 同時に発生した、他の災害対応が可能

(2) 体制の高度化

① 高度な部隊、高機能な車両及び資機材の整備

広域化後、救助隊が6隊（高度救助隊1隊、特別救助隊1隊、救助隊4隊）となり、投入可能隊数が増加することにより、特殊な災害に対する災害対応力が向上します。また、合理化により生じる財政的効果を活用して、特殊車両や高機能な資機材の整備が図られるほか、高機能消防指令センター等、施設機能の高度化が可能となります。

② 救急救命士の計画的養成

広域化により職員の効率的な配置が可能となり、救急救命士研修のための長期派遣が容易になることから、救急救命士を計画的に養成する環境が整備され、今まで以上に高度な救急サービスの提供が可能となります。

③ 予防要員の専門化・高度化

予防業務を岐阜市の運用方法に統一することで、4市1町を管轄とする各消防署に予防専従員が配置されることとなり、専門性の高い業務に対応できます。

また、予防専従員を配置する所属が、消防本部及び各消防署の複数個所となることで、同一の所属に長期間配属されるなどの課題が解消されます。

さらに、各種研修等を通して専門性の高い職員を育成することで、定期人事異動による職員の入れ替えが可能となり、消防本部全体の専門性の向上や高度な予防行政の実施が期待されます。

④ 指揮隊の配置

広域化により管轄ごとに指揮隊を配置することで、現場活動上の安全管理の確保及び円滑・効果的な消防活動の遂行が可能となります。

特に山県市、本巣市、北方町においては、24時間体制で指揮隊を運用することになり、これまで個別活動していた部隊及び地域の消防団等を統括し、災害現場において高度な情報収集・判断の下、組織的で厳格な指揮を行うことができます。

⑤ 大規模災害への対応力強化

大規模災害の発生時における近隣市町及び各消防本部との連携はもとより、自衛隊・警察等との災害時における連絡調整窓口が広域化により一本化されることで、被害状況等の情報がいち早く共有化されるとともに、被害の大きな地域への対応を迅速に行うことができます。

(3) 財政負担の削減

①重複投資の回避

消防活動を行う上で必要となる指令装置、無線設備、特殊車両等の各種資機材は、現状では消防本部ごとに整備及び保有をしています。広域化によって消防本部が統合されることで、こうした重複投資が回避されます。

②職員数（人件費）の削減

本部機能の集約で合理化した人員は、原則削減しませんが、当該人員を現場に配置することで、災害対応能力を強化するとともに、消防本部事務に係る人件費については、各市町が按分して負担することにより、各市町における人件費は相対的に削減されます。

4 広域化に係る主な内容

(1) 基本的事項

項目	内容、方法等																									
広域化の参画市町	岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町																									
広域化の対象事務	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団及び消防に必要な水利施設に係る事務を除く消防事務 ○「火薬類取締法」「高圧ガス保安法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する知事の権限に属する事務のうち、岐阜県事務処理の特例に関する条例の規定により、各市町が処理することとされたもの ○「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規定により、市長が行うこととされた事務 																									
広域化の方式	岐阜市への事務委託方式※																									
実施時期	平成 30 年 4 月 1 日																									
消防本部の位置	岐阜市美江寺町二丁目 9 番地（現在の岐阜市消防本部の位置）																									
消防本部の名称	岐阜市消防本部																									
消防署所の位置及び名称	<ul style="list-style-type: none"> ○消防署所の位置は、広域化時の現状の位置とします。 ○岐阜市、瑞穂市に配置している消防署所の名称は、現在の名称とします。新たに消防事務を委託（受託）する市町区域内に配置している署所の名称は下記のとおりとします。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">（自治体）</th> <th style="text-align: left;">（広域化前）</th> <th style="text-align: left;">⇒</th> <th style="text-align: left;">（広域化後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山県市</td> <td>消防本部・南消防署</td> <td>⇒</td> <td>山県消防署</td> </tr> <tr> <td>北消防署</td> <td>⇒</td> <td>山県消防署 美山分署</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本巣市</td> <td>北消防署</td> <td>⇒</td> <td>本巣消防署 本巣北分署</td> </tr> <tr> <td>北消防署 根尾分署</td> <td>⇒</td> <td>本巣消防署 根尾分署</td> </tr> <tr> <td>中消防署 西分署</td> <td>⇒</td> <td>本巣消防署 真正分署</td> </tr> <tr> <td>北方町</td> <td>消防本部・中消防署</td> <td>⇒</td> <td>本巣消防署</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○消防力の適正配置を考慮して、市町隣接地域の消防署所の配置については、広域化後も継続的に検討し、規模等を勘案した施設整備を行います。 	（自治体）	（広域化前）	⇒	（広域化後）	山県市	消防本部・南消防署	⇒	山県消防署	北消防署	⇒	山県消防署 美山分署	本巣市	北消防署	⇒	本巣消防署 本巣北分署	北消防署 根尾分署	⇒	本巣消防署 根尾分署	中消防署 西分署	⇒	本巣消防署 真正分署	北方町	消防本部・中消防署	⇒	本巣消防署
（自治体）	（広域化前）	⇒	（広域化後）																							
山県市	消防本部・南消防署	⇒	山県消防署																							
	北消防署	⇒	山県消防署 美山分署																							
本巣市	北消防署	⇒	本巣消防署 本巣北分署																							
	北消防署 根尾分署	⇒	本巣消防署 根尾分署																							
	中消防署 西分署	⇒	本巣消防署 真正分署																							
北方町	消防本部・中消防署	⇒	本巣消防署																							

※地方公共団体における一部の事務の執行管理を他の地方公共団体に委ねる制度であり、法令上の責任は受託をした地方公共団体に帰属する。



岐阜市消防本部・中消防署


(2) 組織

項目	内容、方法等
消防本部及び署所の機構	<ul style="list-style-type: none"> ○広域化に伴い、消防本部の機構を1本部6署15分署に変更します。 ○消防総務課に「企画調整係」を新設します。
消防本部及び署所の事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の岐阜市の事務分掌を基本とし、広域化に伴う新たな事務事項を追加します。 ○広域化時の組織・機構等を勘案し、事務分掌を見直します。
署所の管轄区域	<ul style="list-style-type: none"> ○署の管轄区域は、現状を踏襲し、「岐阜市消防本部及び消防署設置条例」で規定します。 ○署所の担当区域は、現状を踏まえ必要に応じ見直しを図り、「岐阜市消防署の組織に関する規程」で規定します。
部隊及び資機材配置	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、広域化時の署所の部隊配置を基本に配置するものとし、効率的な部隊運用について、広域化後も継続的に検討します。 ○部隊活動に不足する資機材等は、広域化にあわせ配置します。
車両仕様の統一	<p>原則、岐阜市消防本部の仕様に統一することとし、大規模な仕様変更を必要とする場合は、車両更新時に改めるものとします。</p>
部隊運用	<ul style="list-style-type: none"> ○岐阜市消防本部の部隊運用方法に統一します。 ○広域化に際し、署所の配置や部隊の配置状況などを勘案の上、必要に応じ岐阜市消防本部の部隊運用方法を見直します。 ○部隊運用に必要な車両、資機材等の配置のため、必要に応じ異動及び廃棄します。
定員配置	<ul style="list-style-type: none"> ○広域化時の消防職員数は、638人とし、消防力の整備指針における充足率及び実際の部隊運用の向上の必要性に応じ、必要人員数を、広域化後も継続的に検討します。 ○新たに消防事務を委託（受託）する市町の消防本部（通信指令業務含む。）の職員数を合理化し、効果を当該市町の消防体制（現場活動要員）に充てます。 ○署所の定員配置は、岐阜市消防本部が関係市町の意見を聞き、可能な範囲で定めます。
署所の確保人員	<p>あらゆる災害への対応を考慮し、署所の確保人員を検討するとともに、限られた人員を最も効率的に運用するため、署所の確保人員を定めます。</p>

(3) 人事

項目	内容、方法等
職員の任用	<ul style="list-style-type: none"> ○広域化後の事務執行に要する人員については、消防事務を委託する市町から岐阜市に職員を派遣し、岐阜市において消防吏員に任命します。 ○職員派遣に際し岐阜市は、消防事務を委託（受託）するそれぞれの市町と職員派遣協定を締結し、派遣職員の処遇の詳細を定めます。 ○岐阜市に派遣される職員の岐阜市における職務の級は、岐阜市の基準により他の職員との均衡を考慮のうえ決定します。 ○長期研修の派遣状況等を勘案し、定数充足率を高めるために有効な職員採用方法の導入について、4市1町が同調する形で前向きに検討します。
勤務体制	<ul style="list-style-type: none"> ○隔日勤務の体制は、岐阜市が採用している2部制とします。
管理監督者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○広域化時の組織・機構に基づき、業務の内容、業務量等を考慮し、適材適所で管理監督者を配置します。 ○広域化直後の消防署における管理監督者は、地域実情の精通等を考慮のうえ配置します。
階級設定	<ul style="list-style-type: none"> ○岐阜市の職名に応じ階級を設定します。 ○広域化時の瑞穂市職員の階級は、派遣時の階級を踏襲します。 ○新たに消防事務を委託（受託）する市町からの派遣職員の階級は、岐阜市の基準に基づき、他の職員との均衡を考慮のうえ決定します。
人事異動	<ul style="list-style-type: none"> ○広域化時の異動は必要最小限とし、2年目以降は業務への影響を考慮のうえ異動の範囲を拡大していきます。
給料	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣職員の給料は、派遣元となる市町が岐阜市の給料月額を適用することを原則とします。 ○給料月額の基準の適用に当たり、職員の昇給・昇格は各市町の基準に基づき各市町が行いますが、職員全体の均衡を考慮する必要があるため、その都度岐阜市と協議します。 ○新たな給料月額が、広域化前に受けていた給料月額に達しない者については、激変緩和措置として、一定期間その差額を保障（現給保障）します。
諸手当（退職手当除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○諸手当は、岐阜市の基準により支給します。 ○支給基準変更による諸手当の現給保障は行わないものとします。
退職手当	<ul style="list-style-type: none"> ○退職手当は、職員が所属する市町の基準により、各市町がそれぞれ支給します。 ○派遣職員が退職の際は、その日をもって派遣を解除するものとし、派遣元の職員として退職します。
職員研修及び福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣職員の研修及び福利厚生は職員間の均衡を保つため、可能な範囲内で岐阜市の制度により行うものとします。 ○岐阜市の制度を活用する場合は、各市町は岐阜市に対し、応分の負担をします。
被服等貸与品	<ul style="list-style-type: none"> ○消防吏員に貸与する被服等（以下「貸与品」という。）は、岐阜市の基準に統一します。


(4) 施設

項目	内容、方法等
高機能消防指令センター	<ul style="list-style-type: none"> ○広域化と同時に消防指令センターを統合します。 ○消防指令センターの運用は、岐阜市消防本部の運用を引き継ぎます。 ○当面の間、岐阜市（瑞穂市）及び新たに消防事務を委託（受託）する市町の通信指令業務経験者を配置するなど、対応に混乱を来さぬよう配慮します。 ○施設整備に要した経費は、消防事務を委託する市町がそれぞれ負担します。 
消防救急デジタル無線	<ul style="list-style-type: none"> ○消防救急デジタル無線システムは、岐阜市のシステムに統合します。 ○広域化区域全域を対象とするために、消防救急デジタル無線システムに必要な整備を行い、広域化と同時に運用を開始します。 ○システム整備に要した経費は、消防事務を委託する市町がそれぞれ負担します。
消防水利	<ul style="list-style-type: none"> ○消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）は、各市町が設置し、維持管理を行います。 ○消防事務を委託する市町が消防水利を設置する場合は、消防本部及び当該市町の行政区域内を管轄する消防署の意見を聴くなどし、活動上有効な消防水利の設置に努めます。 ○消防署所は、管轄内に所在する消防水利の使用に必要な点検業務を岐阜市の関係規程に基づき行い、異常があった場合は、消防本部を通じ設置した市町に速やかに通報するなど、消防水利の管理に関わることで、消防活動に遺漏がないよう努めます。


(5) 財産

項目	内容、方法等
財産	<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁舎等（不動産）の財産は、次のとおり取り扱います。 消防事務を委託する市町がそれぞれ所有し、岐阜市に無償で貸与します。 庁舎建設や適正配置に係る計画は、岐阜市の計画に基づくものとし、更新等については、所在する市町と岐阜市が協議し、時期及び規模等を決定し、各市町は当該計画に基づき整備します。 ○消防車両等（動産）の財産は、次のとおり取り扱います。 原則、消防事務を委託する市町が、広域化を機に岐阜市に譲与します。 配置計画や更新計画は、岐阜市の計画に基づくものとし、更新等については、配備する市町と岐阜市が協議し、時期等を決定します。 なお、更新は岐阜市が行い、岐阜市が所有することとしますが、更新に係る財政負担は、委託市町が委託料として応分の負担をします。
債務	<ul style="list-style-type: none"> ○岐阜市に譲与する財産等に係る債務は、岐阜市が継承します。なお、当該債務の償還に係る財政負担は、継承前の債務者が負うものとします。 ○広域化後に生じる債務は、岐阜市が負うものとします。ただし、当該債務に係る財政負担は、関係市町が負うものとし、別に定める按分率により負担するものとします。 ○債務の継承により生じる課題等は、別途対応を協議します。


(6) 経費負担

項目	内容、方法等
財源の確保	<p>広域化を開始するために必要となる初期投資経費に対し、国及び岐阜県等の財政支援制度を積極的に活用します。</p>
初期投資経費	<p>○広域化開始までに行う施設等の改修・整備及び広域化後の消防業務を円滑に行うために必要となる経費を初期投資経費として取り扱います。</p> <p>○初期投資経費の項目は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎等の改修 ・消防指令システム改修 ・庁内LAN整備 ・消防救急デジタル無線設備改修 ・貸与品の統一 ・車両表示及び名義変更 ・庁舎等看板製作 ・その他 
初期投資経費の負担方法	<p>○初期投資経費は、投資目的及び受益者を明確にし、負担方法を定めます。</p> <p>○消防の広域化に伴い臨時的に必要となった経費（住民等への広報に係る経費、広域化構成市町による按分を要する経費を除く。）については、消防事務を委託する市町が負担します。</p> <p>○構成市町による按分を要する経費は、別に定める比率により負担します。</p>
消防事務執行経費の負担方法（区分）	<p>○消防事務の委託業務を遂行するために要する経費について、経費の性質に合わせ、以下のとおり委託料と負担金に区分します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料：毎年度継続的に支出される経常経費で、原則、人件費や物件費等に適用します。 ・負担金：広域化開始に係る初期投資経費等、臨時的に必要となる経費に適用します。
消防事務執行経費の支払い方法	<p>○岐阜市の消防費のうち、消防事務を受託する市町の消防事務を執行するために必要となる経費は、当該市町が負担することを原則とし、算出にあたっては、その種別ごとに算出基礎とする数値を以下のとおりあらかじめ定め、これにより算出した経費の合計額を委託料として岐阜市に支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口：市町や署所の区域を越え供される消防力への投資 ・職員数：直接職員に係る経費（給与等除く。） ・署所数：署所の維持管理に係る経費 ・台数：車両、機械器具等の維持管理に係るもので、各市町区域内の配置状況を考慮すべき経費 <p>○臨時的に要した経費に各市町の比率を乗じて得た岐阜市の請求額を、負担金として支払います。</p>
退職手当の負担方法	<p>○退職手当は、職員が属する市町が、当該市町の規定に基づき支払います。</p> <p>○消防本部に所属する職員の退職手当の委託市町の負担については、別途協議により応分の負担をするものとし、この場合、委託市町は岐阜市に対し、委託料として単年度負担し、当該年度の最終の委託料支払い時期に別途算出のうえ、支払います。</p>

(7) 各種団体との連携

項目	内容、方法等
消防団との連携	<p>○各市町の消防団と消防本部との連携は、現在の運用を継続することで、連携の維持及び確保に努めることを原則としますが、広域化により担当部署が変更する場合には、消防本部に連絡担当を置き、連携確保に努めます。</p> <p>○各消防団の連携確保を目的に、各市町と消防本部が協力して連絡調整を図るとともに、各消防署所は消防団毎の連絡調整等を行うなど、一貫した連携強化に努めます。</p> <p>○災害時に活用する、消防本部と消防団の通信連絡手段は現状を維持するものとし、広域化後早期に消防本部と各消防団相互の通信連絡手段の整備について検討します。</p> 
関係団体等との連携	<p>○関係団体との連携は、現在の運用を継続することを原則とし、その維持及び確保に努めます。</p> <p>○関係団体相互の連携を確保するため、消防事務を委託する市町と消防本部は協力して全体の連絡調整等を行うこととします。</p>
防災・国民保護関係部局との連携	<p>○消防本部と各市町の防災・国民保護担当部局（以下「各市町防災担当部局」という。）との連携は、広域化を機に、次の運用を行える体制を整備するため、継続的に協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防本部（消防署所）から、各市町の災害対策本部に職員を派遣し、災害時の連携体制を確保します。 ・各市町の災害対策本部に、消防本部と相互に通信が行える情報通信機器端末等を配備し（派遣消防職員が携行するものも含む。）、災害情報等の共有化及び連携体制を構築します。 ・各市町の体制に応じた消防体制を整えるため、消防本部の計画を見直します。 <p>○その他、災害に対する各市町の体制について、消防本部が十分な連携を行えるよう、広域化後も継続的に協議を行います。</p>
広域化後の適正な消防運用	<p>（仮称）広域消防連絡会を設置し、広域化後も住民の意見を反映した業務遂行に努めるとともに、時代に即した消防運用の実施に係る計画案を民主的に策定するなど、消防行政の適正な運営の確保を図るものとし、</p>

(8) その他事項

項目	内容、方法等
各市町が支出している補助金等の取り扱い	<p>○現状、各市町が他団体等に対し支出している補助金、負担金等は、必要に応じ各市町が継続して負担するものとし、同一の団体等で、広域化を機に統合した場合は、岐阜市が岐阜市の基準により支払い、各市町は応分の負担を委託料として岐阜市に支払います。</p> <p>○活動目的が類似する団体に対する補助金、負担金等は、その有無及び基準額等に差異がある場合は、その取り扱いについて、広域化後に各市町間で調整を図ります。</p>
消防事務に係る手数料等の取り扱い	消防事務手数料は、全て岐阜市の歳入とし、消防費に充てます。
各市町が行っている消防関連の慣行等	<p>消防事務を委託する市町が行っている消防関連の慣行等には参加します。</p> 



【事務局】

〒500-8812

岐阜市美江寺町2丁目9番地

岐阜地域4市1町消防広域化推進協議会事務局

(岐阜市消防本部 消防総務課内)

TEL058-262-7161・FAX058-266-8153

E-mail sh-shoso@city.gifu.gifu.jp